

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 10日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士宮市小泉491-8

氏名 有限会社ワトー

三澤 啓介

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0544 - 22 - 9030

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社ワトー		
事業場の所在地	静岡県	富士宮市	小泉491番地の8
計画期間	2023/4/1 ~ 2024/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	450,000千円		
③ 従業員数	20人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照		

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括管理責任者 (代表取締役社長)

産業廃棄物処理統括責任者 (工場長)

産業廃棄物管理責任者 (各現場職長) ※現場分別

産業廃棄物管理責任者 (工事部 工務課) ※産業廃棄物処理計画作成担当

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 5 年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	4,819.474 t
	アスファルト・コンクリート破片	137.040 t
	がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	425.572 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	109.800 t
	廃プラスチック類	86.250 t
	安定型建設混合廃棄物	9.750 t
	石綿含有産業廃棄物	98.640 t
	建設工事の木くず	614.191 t
	建設工事の繊維くず	15.100 t
	石膏ボード	70.590 t
	管理型建設混合廃棄物	86.532 t
	蛍光灯	0.122 t
	一般廃油	2.250 t
	(これまでに実施した取組) ・工事現場での分別の徹底      ・再生利用業者への委託を推進	
②目標	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量

②計画	コンクリート破片	4,500.000 t
	アスファルト・コンクリート破片	130.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	400.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	100.000 t
	廃プラスチック類	85.000 t
	安定型建設混合廃棄物	9.000 t
	石綿含有産業廃棄物	90.000 t
	建設工事の木くず	600.000 t
	建設工事の繊維くず	15.000 t
	石膏ボード	70.000 t
	管理型建設混合廃棄物	75.000 t
	蛍光灯	0.100 t
		0.000 t
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場での分別を引き続き徹底し、さらに分別可能な廃材種類を検討していく。</li> </ul>	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各現場にて分別解体を行い、木くず・ガラス・ボード・廃プラ・がれき類・ガラ・混合廃棄物・スクラップに分別を行っている。</li> </ul>	
②計画	<p>（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>引き続き、混合廃棄物の分別</p>	



	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和 5年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	廃プラスチック類	0.000 t	0.220 t
	石膏ボード	0.000 t	4.590 t
	コンクリート破片	0.000 t	1.000 t
	建設混合廃棄物	0.000 t	39.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 自社処分場にて、廃棄物を減量する		
		<b>【目標】</b>	
産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
建設混合廃棄物	0.000 t	50.000 t	
	0.000 t	0.000 t	

②計画		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 混合廃棄物の減量をさらに徹底し取り組んでいく		



	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	【前年度（令和 5 年度）実績】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
コンクリート破片	19.690	4,799.784	0.000	0.000	4,819.474
アスファルト・コンクリート破片	0.000	137.040	0.000	0.000	137.040
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	62.752	362.820	0.000	0.000	425.572
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	76.200	33.600	0.000	0.000	109.800
廃プラスチック類	26.075	60.175	0.000	0.000	86.250
安定型建設混合廃棄物	9.750	0.000	0.000	0.000	9.750
	0.000	0.000	0.000	0.000	
建設工事の木くず	130.375	483.816	0.000	0.000	614.191
建設工事の繊維くず	14.060	1.040	0.000	0.000	15.100
石膏ボード	46.920	23.670	0.000	0.000	70.590
管理型建設混合廃棄物	7.670	78.862	0.000	0.000	86.532
蛍光灯	0.000	0.122	0.000	0.000	0.122

①現状



	一般廃油	0.000	2.250	0.000	0.000	2.250
	(これまでに実施した取組) ・現場での分別解体を徹底し。搬出先を再生利用を行う処理業者に委託している					

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	コンクリート破片	50.000	4,450.000	0.000	0.000	4,500.000
	アスファルト・コンクリート破片	30.000	100.000	0.000	0.000	130.000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	70.000	330.000	0.000	0.000	400.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	70.000	30.000	0.000	0.000	100.000
	廃プラスチック類	30.000	55.000	0.000	0.000	85.000
	安定型建設混合廃棄物	9.000	0.000	0.000	0.000	9.000
	建設工事の木くず	200.000	400.000	0.000	0.000	600.000
	建設工事の繊維くず	15.000	0.000	0.000	0.000	15.000
	石膏ボード	55.000	15.000	0.000	0.000	70.000
	管理型建設混合廃棄物	10.000	65.000	0.000	0.000	75.000
	蛍光灯	0.000	0.100	0.000	0.000	0.100
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	（今後実施する予定の取組） ・引き続き、分別解体を徹底し、再生利用業者への処理委託を推進する。また、優良認定処理業者への処分委託量を増やしていく。					

※事務処理欄	
--------	--

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

各所解体工事現場



コンクリートがら→処理委託（中間処理）再生利用業者

アスコンがら→処理委託（中間処理）再生利用業者

その他がれき類→自社中間処理場又は処理委託（中間処理）→処理委託（中間処理場・最終処分場）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず→自社中間処理場又は処理委託（中間処理）→処理委託（中間処理場・最終処分場）

廃プラ→自社中間処理場又は処理委託（中間処理）→処理委託（中間処理場）

木くず→自社中間処理場又は処理委託（中間処理）→売却

石膏ボード→自社中間処理場又は処理委託（中間処理）→処理委託（中間処理場）

混廃→自社中間処理場又は処理委託（中間処理）→処理委託（中間処理場・最終処分場）

繊維くず→自社中間処理場又は処理委託（中間処理）

水銀使用製品→処理委託（中間処理）再生利用業者

石綿含有産業廃棄物→処理委託（埋立最終処分場）